第１号議事資料

# 六会地区予約型乗合タクシー停留所の移設及び名称変更について

目　　次


１　予約型乗合タクシー「おでかけ六会」について　・・・・・１

２　停留所の移設及び名称変更　・・・・・３


第２１回　藤沢市地域公共交通会議

藤　沢　市

## 【第１号議事】六会地区予約型乗合タクシー停留所の移設及び名称変更について

### １．予約型乗合タクシー「おでかけ六会」について

１－１．概要

六会地区の「おでかけ六会」は、本会議で運賃等について合意され、運行に至った予約型乗合タクシーです。小田急江ノ島線六会日大前駅周辺エリア及び六会地区西俣野北部エリア内で、2018 年（平成 30 年）4 月から本格運行しております。

図１　運行エリア

１－２．運行内容

| | |
|---|---|
| 運営主体 | おでかけ六会協議会（地域組織） |
| 運行方法 | 区域運行 |
| 運賃 | 正会員 300 円、準会員 500 円、<br>小人(未就学児除く中学生未満)100 円、幼児（未就学児）無料 |
| 運行予約 | 利用の際は事前の利用者登録が必要<br>運行ダイヤの１時間前までに予約 |
| 運行日 | 週３日（月・水・金）<br>※運行日が祝日の場合は運休 |
| 運行時間 | 午前８時 45 分～午後４時 50 分<br>１日８便（予約があった便のみ運行） |
| 運行車両 | 運行者所有のタクシー車両（車両の乗車定員５名）<br> |
| 車両の運行者 | 株式会社　湘南相中（運行委託先） |
| 市の支援内容 | 運営費（{運行経費－運賃収入｝×1/2） |

時刻表（発車時刻の目安）

| 時 | 六会日大前駅周辺エリア | 西俣野北部周辺エリア |
|---|---|---|
| 8 | 50 | 45 |
| 9 | 50 | 45 |
| 10 | 50 | 45 |
| 11 | 50 | 45 |
| 12 | - | - |
| 13 | 50 | 45 |
| 14 | 50 | 45 |
| 15 | 50 | 45 |
| 16 | 50 | 45 |

１－３．運行実績

令和２年１２月までの運行実績は、約 600 人の利用があり、月間では 60～100 人の利用があります。令和２年４月から５月にかけて利用が低迷していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言があった影響と考えております。

停留所は、六会日大前駅周辺エリアの六会日大前駅東口やヨークマート六会店前、高頻度利用者がいる西俣野北部エリアの六会団地-14 などで多く利用されています。

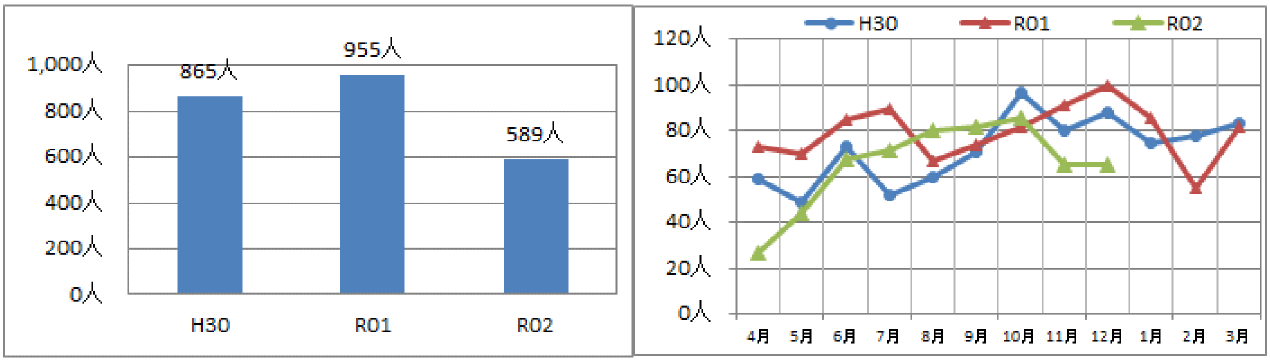


図２　運行実績（令和２年１２月まで）

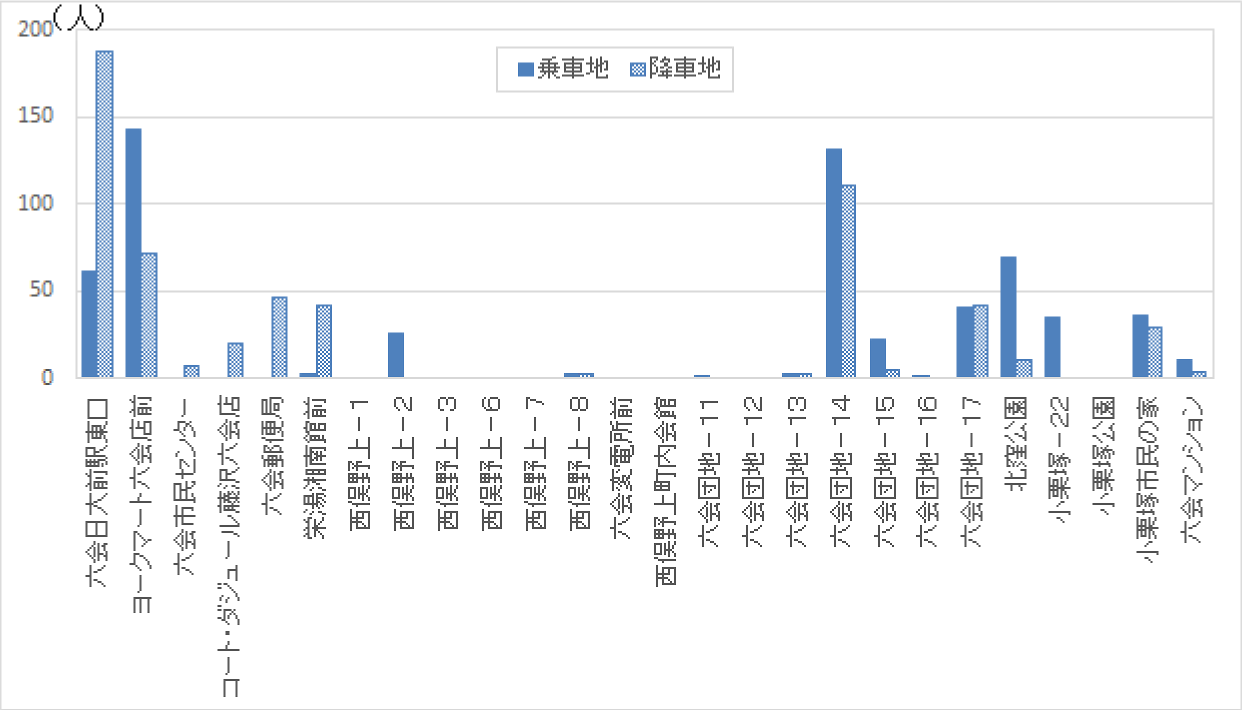


図３　バス停の利用状況（令和２年４月から１２月まで）

## ２．停留所の移設及び名称変更

２－１．移設及び名称変更をする停留所

移設及び名称変更をする停留所は、六会日大前駅周辺エリアにある「ヨークマート六会店前」です。現在位置から国道 467 号側へ 80m 移設し、名称を「ヨークフーズ藤沢六会店前」に変更するものです。

＜移設概要＞

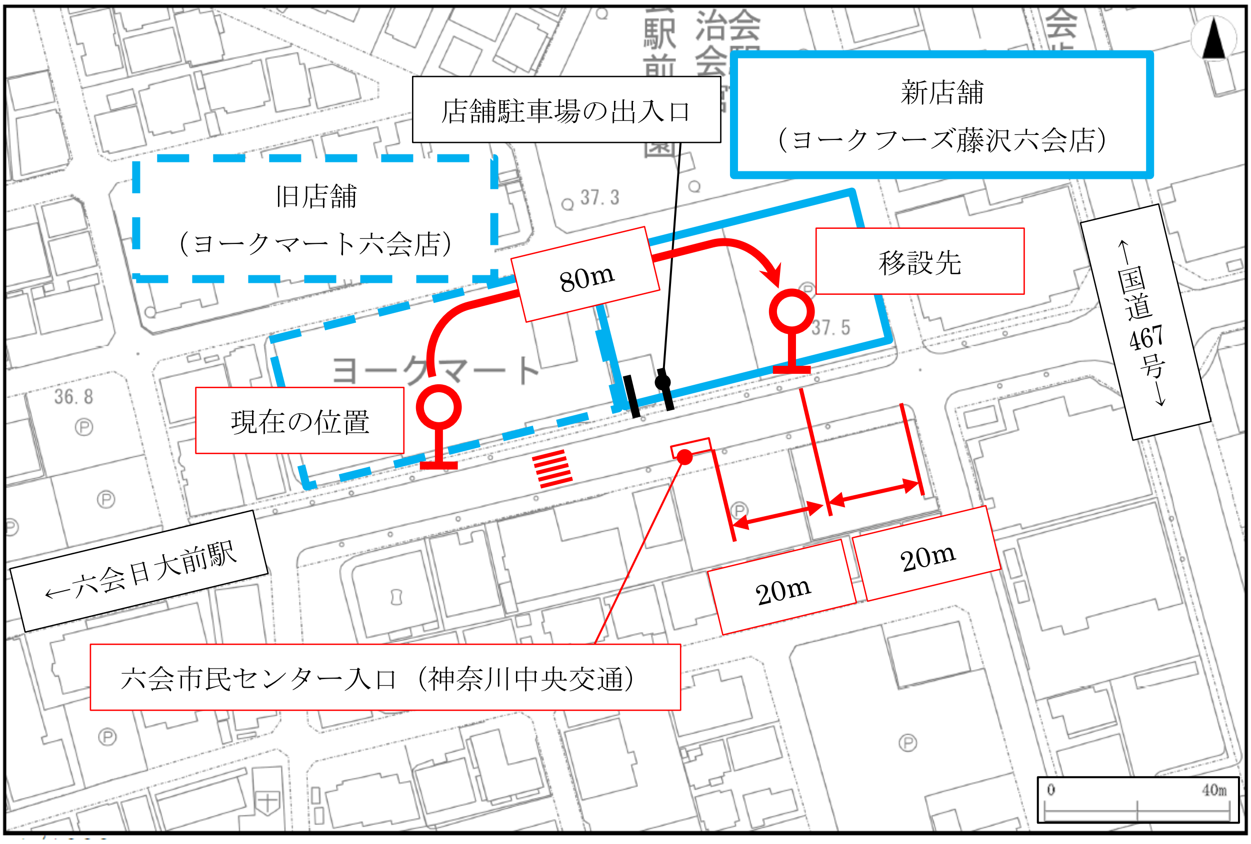


図４　移設及び名称変更をする停留所

＜名称変更＞変更前：ヨークマート六会店前

　　　　　　変更後：ヨークフーズ藤沢六会店前

＜移設及び名称変更の理由＞

六会日大前駅周辺エリアに位置する「ヨークマート六会店前」停留所は、停留所名称の元になっている「ヨークマート六会店」が隣地に移転して「ヨークフーズ藤沢六会店」として新装開店し、店舗出入口の位置が変わったことに対応するためです。

移設先は、東側交差点及び反対車線の六会市民センター入口バス停からそれぞれ 20m 離れた位置とし、交通管理者の了解を得ております。

２－２．協議証明書の発行及び手続き

おでかけ六会は、本会議で発行した道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる協議が調っていることの証明書により運行しているため、停留所の移設及び名称変更に対応した協議証明書を発行し、運輸局へ届出を行います。手続きが完了次第、現地停留所の移設及び名称変更（標識面の修正）を実施します。

以　上